

佐賀県高齢者保健福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本格的な高齢社会を迎え、高齢者施策を保健・福祉・医療等の観点から総合的に推進し、明るく活力のある豊かな長寿社会の実現に資することを目的として、佐賀県高齢者保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、又は検討を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9の規定による佐賀県高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の規定による佐賀県介護保険事業支援計画の策定及び推進に関する事項
- (3) その他高齢者の保健、福祉、医療等に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、関係機関・団体及び公募による県民等をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 5 委員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げない。
なお、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、佐賀県健康福祉部長寿社会課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月9日から施行する。
- 2 佐賀県保健医療福祉対策協議会高齢者保健福祉計画等検討部会設置要綱（平成11年3月18日施行）、佐賀県保健医療福祉対策協議会高齢者サービス総合調整部会設置要綱（平成10年6月24日施行）及び佐賀県豊かな長寿社会づくり懇話会設置要綱（平成9年6月25日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

	機 関 ・ 団 体 等
1	学識経験者（大学教授等）
2	学識経験者（大学教授等）
3	学識経験者（大学教授等）
4	介護保険者
5	介護保険者
6	佐賀県老人クラブ連合会
7	佐賀県老人福祉施設協議会
8	佐賀県介護老人保健施設協会
9	佐賀県介護支援専門員協議会
10	佐賀県介護福祉士会
11	佐賀県医師会
12	佐賀県歯科医師会
13	佐賀県看護協会
14	佐賀県リハビリテーション3団体協議会
15	佐賀県介護保険事業連合会
16	佐賀県社会福祉協議会
17	佐賀県障害者社会参加推進センター
18	佐賀県民生委員児童委員連絡協議会
19	佐賀県地域婦人連絡協議会
20	佐賀県ボランティア連絡協議会
21	認知症の人と家族の会
22	県民公募委員
23	県民公募委員